

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	救命装備品等（輸入）	4補LPS-100004-2	
		作成	平成27年 3月26日
		改正	令和 4年 3月16日
			令和 5年 3月24日
作成部隊等名	第4補給処		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有する救命装備品等（輸入）の調達について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

1.2.1

保管期限統制開始年月日

保管期限統制品目として、その品目が製造された年月日

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書及び調達品目表に示す文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-A00004 航空機用部品包装共通仕様書

C&LPS-Y00003 装備品等（輸入）共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

関税法（昭和29年法律第61号）

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

容器保安規則（昭和41年通商産業省第50号）

品 名	救命装備品等（輸入）
-----	------------

1.4 種類

種類は、C&LPS-Y00003 の 1.4 によるほか、その指定は調達品目表による。

2 製品に関する要求

2.1 全般事項

全般事項は、調達品目表に指定した種類に応じ、C&LPS-Y00003 によるほか、**火薬類取締法**、**医薬品**、**医療機器等の品質**、**有効性及び安全性の確保等に関する法律**、**食品衛生法**、**関税法高圧ガス保安法**及び**容器保安規則**に該当するものについては、それぞれの規定を満足しなければならない。

2.2 調達品目・数量等

調達品目・数量等は、調達品目表による。ただし、内容点検確認書を作成するために開封した製品については、調達数量に含めない。

2.3 許容期間の指定

保管期限統制開始年月日から納入日までの許容期間は次による。

なお、許容期間の指定は調達品目表による。

- a) 保管期限統制開始年月日から 6 ヶ月。
- b) 保管期限統制開始年月日から 12 ヶ月。
- c) 保管期限統制開始年月日から 18 ヶ月。

3 品質保証

品質保証は、C&LPS-Y00003 の 3 による。

4 出荷条件

出荷条件は、C&LPS-Y00003 の 4 による。ただし、包装のレベルは、調達品目表に指定する場合を除き、商慣習とする。

5 その他の指示

その他の指示は、C&LPS-Y00003 の 5 によるほか、次による。

5.1 提出書類

5.1.1 類別原資料

類別原資料は、調達品目表で示した場合に提出し、作成要領等は、C&LPS-Y00007 による。

5.1.2 取扱説明書

取扱説明書は、調達品目表で示した場合に提出し、作成要領等は、C&LPS-Y00007 による。

5.1.3 商品説明書

商品説明書は、調達品目表で示した場合に提出し、内容は次による。

- a) 商品名
- b) 化学名、一般的名称又は本質
- c) 用途（効能・効果）
- d) 規格

品名	救命装備品等（輸入）
----	------------

5.1.4 内容点検確認書

内容点検確認書は、調達品目表で示した場合に提出する。

5.1.5 仕入書

仕入書（INVOICE）の写し1部を、調達品目表で示した場合に提出する。

5.1.6 航空貨物輸送状又は船荷証券

航空貨物輸送状（Air Way Bill）又は船荷証券（Bill of Lading）の写し1部を、調達品目表で示した場合に提出する。

5.2 添付書類

契約の相手方は、**火薬類取締法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食品衛生法、関税法、高圧ガス保安法及び容器保安規則**に該当し、法令等に基づく届け出が必要な場合は、関連書類を作成し必要数添付する。

5.3 法令等の遵守

契約の相手方は、**火薬類取締法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食品衛生法、関税法、高圧ガス保安法及び容器保安規則**の法令を遵守する。

5.4 仕様書の疑義

この仕様書について疑義がある場合は、監督官等を通じて分任支出負担行為担当官に申し出る。